

療養病床から転換した介護老人保健施設における医療サービスについて（案）

併設した病院・診療所の場合（イメージ）

【現 在】



【平成20年4月～】

中央社会保険医療協議会
基本問題小委員会資料
(平成19年11月28日)

眼科・耳鼻科等の処置料

+

(仮称)緊急時施設治療管理料 ○○○点(月〇回まで)

(※)夜間又は休日に老健のオンコール医師が対応できず、かつ医師による直接の処置等が必要とオンコール医師が判断し、その求めにより、訪問した場合に限り算定

眼科・耳鼻科等の処置料

+

急性増悪時に往診した医師が行う診療行為の追加
(例)

- ・慢性の呼吸器・心疾患患者等が急性増悪した場合に往診した医師が行う処置等（例：心電図の判断料等）
- ・転倒等に対する緊急処置が必要とされる場合に往診した医師が行う処置等（例：創傷処理等）

(※)転換老健では平日・日中でも算定可能

医療保険

緊急時治療管理 500単位(月3日まで)

緊急時治療管理 500単位(月3日まで)

介護保健施設サービス費

介護保健施設サービス費

介護保険